

くらしのインフォメーション



編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ7階)
TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「相談・消費生活」をクリック!

成年年齢が18歳に引き下げられます!

成年年齢は、民法で20歳と定められていましたが、法改正により2022年4月1日から18歳に引き下げられます。これにより、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても、一人で有効な契約をすることができるようになります。



18歳(成年年齢)になったらできること

●親の同意がなくても契約することができる

<契約の例>

・クレジットカードをつくる*、ローンを組んで車を購入する*、携帯電話を購入する、アパートを借りる (*は、クレジット会社などの審査があります。)

18歳(成年年齢)になったらできないこと

●成年になるので未成年者取消権が行使できなくなる

若年者の消費者被害の拡大が懸念されます!



現在、20歳未満は未成年者となり、親の同意を得ずに契約した場合は、原則として契約を取り消すことができます(未成年者取消権)。

しかし、成年年齢引き下げにより、2022年4月1日からは18歳、19歳の若者は、**未成年取消権が行使できなくなるため**、社会経験に乏しい新成年者が悪質商法のターゲットとなること懸念されます。契約をする場合などは一層の注意が必要です。

契約するときの注意点

- 契約は、売り手と買い手の意志が合意した時に成立します。
- 原則、口約束でも成立します。
- 一度契約すると原則一方的に契約をやめることはできません。
- トラブルを防ぐために契約内容などは、必ず書面やスクリーンショットなどに残しましょう。
※特定商取引法や消費者契約法により訪問販売や電話勧誘のほか、不当な勧誘で締結した契約は取り消すことができる場合があります。(クーリング・オフ制度など)

その他 成年年齢引き下げにより

変わること

- 10年有効のパスポートの取得
- 国家資格の取得と資格にもとづく就職
- 性別の取扱いの変更審判を受ける など

変わらないこと

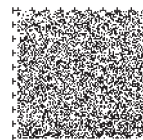
- 飲酒・喫煙・公営競技(競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)
- 国民年金の被保険者資格
- 自動車の大型・中型免許の取得 など

※困ったときは、ひとりで悩まず、まず相談!

消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁)
福岡市消費生活センター 092-781-0999

(音声コードによるご案内)
目が不自由な方などに音声で案内するコードです。
読み取りアプリをダウンロードしてご利用いただけます。

音声コード⇒



調理中の事故に注意!

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、外食を控えて家で料理をする機会が増えた方も多いのではないのでしょうか。実は、調理中にも思わぬ事故につながる危険が潜んでいます。

1 小径のフライパン・片手鍋の事故

事例1：小径のフライパンをガスこんろで使用していたところ傾いて落下した。

事例2：小径のフライパンの取っ手の樹脂部が焼損した。

事例3：片手鍋の取っ手内部のねじが破損した。



フライパンから内容物を取り出したときに落下した様子
(出典：国民生活センター)

アドバイス

- 小径のものをガスこんろで使用する際、調理油過熱防止装置が鍋底を押し上げ、傾くことがあります。取っ手を持ちながら注意して調理しましょう。
- 小径のものは、取っ手の根本部分が炎に近いので、鍋底からはみ出した炎の先端が直接当たり、樹脂部を焼損する可能性があります。火力には注意してください。
- 取っ手内部に水が残ると、ねじが腐食して破損するおそれがあります。洗った後は十分に水を切りましょう。また、ねじが緩んでいたなら締め直しましょう。

2 着衣着火

空気の乾燥により火災が発生しやすい季節です。着衣着火には十分注意してください。

アドバイス

- 火に近づきすぎず、火力の調節とこまめな消火を心掛けましょう。
- 火を扱う際には、袖口やすそが広がっている衣服、表面が毛羽だった素材のもの、ストール等の垂れ下がるものを身に付けないようにしましょう。
- 防災製品のエプロンやアームカバーなどの使用も有効です。

万が一、着衣着火が起きた場合は、脱ぐ・叩く・水をかけるなどして早急に消火しましょう。火傷を負った場合は、すぐに水で冷やし、医療機関を受診してください。



消費生活センター相談コーナーのご案内

相談無料 秘密厳守

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日(祝休日・年末年始は除く) 9時から17時

※来所相談は予約制 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
来所相談を極力お控えいただき、電話相談をご利用ください。

第2・4土曜日(祝日は除く) 10時から16時(電話相談のみ)

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索

※ 相談は、福岡市内に在住の個人の消費者の方に限ります。

